

「北九州市環境基本計画」(改定案)の修正について

1. パブリックコメントの意見を踏まえた修正

(1) 第1部「計画の策定にあたって」

ページ	新	旧
6	<p>第2章 計画の基本的事項 (1)計画策定の経緯・趣旨</p> <p>《略》 この計画の期間が平成 23 年度で満了するとともに、<u>環境問題の深刻化や環境未来都市への選定など本市の環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、計画の見直しを行う</u>ものです。</p> <p>※パブリックコメントNo.4 の反映</p>	<p>《略》 この計画の期間が、平成 23 年度で満了するため、<u>計画の見直しを行う</u>ものです。</p>

(2) 第3部「基本施策の展開」

ページ	新	旧
20	<p>第1章第1節 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環 【現状と課題】</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>※パブリックコメントNo.5 の反映</p>	<p>別紙1のとおり</p>
22	<p>第1章第2節 優れた環境人財の育成 【施策の方向性】</p> <p>《略》 保育所・学校、家庭、地域など様々な機会や場で、<u>エネルギーや資源循環、エコライフなどをテーマとした環境教育・環境体験を充実させ</u> 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.16 の反映</p>	<p>《略》 保育所・学校、家庭、地域など様々な機会や場での環境教育・環境体験を充実させ、 《略》</p>
27	<p>第2章第1節 低炭素社会を支えるストック社会への転換 (2)環境に配慮した都市構造の形成</p> <p>《略》 計画的・効率的な維持管理・補修を通じて<u>橋梁や上下水道施設などの長寿命化に取り組みます。</u> 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.14 の反映</p>	<p>《略》 計画的・効率的な維持管理・補修を通じて<u>橋梁などの長寿命化に取り組みます。</u> 《略》</p>

(3) 資料編 用語解説

ページ	新	旧
121	<p>アジェンダ21</p> <p>21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、平成4年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議（通称：地球サミット）で採択。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.24の反映</p>	<p>21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議（通称：地球サミット）で採択。 《略》</p>
122	<p>温室効果ガス</p> <p>地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、フロンのうちハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、が代表的なもので、そのほか一酸化二窒素（N₂O）、六フッ化硫黄（SF₆）等がある。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.25の反映</p>	<p>地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、フロン（CFC、HFC、PFC）が代表的なもので、そのほか一酸化二窒素（N₂O）、オゾン（O₃）等がある。 《略》</p>
122	<p>環境影響評価（環境アセスメント）</p> <p>環境影響評価法に基づき、事業者が、大規模な事業や計画、政策などの人間行為が環境に及ぼす影響をあらかじめ予測・評価し、望ましくない影響を回避・低減するための事業者による自主的環境配慮を促す環境配慮を促す制度をいう。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.26の反映</p>	<p>大規模な事業や計画、政策などの人間行為が環境に及ぼす影響をあらかじめ予測・評価し、望ましくない影響を回避・低減するための、事業者による自主的環境配慮を促すための制度をいう。</p>
123	<p>国連地方自治体表彰</p> <p>平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議（通称：地球サミット）において、 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.24の反映</p>	<p>「環境と開発のための国連会議（平成4年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議）」において、 《略》</p>
124	<p>コンポスト化</p> <p>生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.27の反映</p>	<p>生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。日本では主に都市の生ごみから作られる有機肥料を指している。</p>

125	<p>ストック</p> <p>貯蔵、蓄えなどと訳され、道路、公園、下水道などの社会資本整備の蓄積の意で用いられる。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.28の反映</p>	<p>貯蔵、蓄えなどと訳され、道路、公園などの社会資本整備の蓄積の意で用いられる。 《略》</p>
126	<p>地球温暖化</p> <p>人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表及び大気温度が上昇すること。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.29の反映</p>	<p>人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、<u>地表面の温度が上昇すること。</u> 《略》</p>
128	<p>3R</p> <p>リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)を指す。 《略》</p> <p>・リユース(再使用):<u>いらなくなったものを洗淨や修理をしたり、譲りあったりして、もう一度使うこと。</u>パソコンや家電製品の再利用などを指す。 《略》</p> <p>※パブリックコメントNo.30の反映</p>	<p>リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)を指す。 《略》</p> <p>・リユース(再使用):<u>いらなくなったものを洗淨したり修理したりして、もう一度使うこと。</u>パソコンや家電製品の再利用などを指す。 《略》</p>

2. 事務局による主な修正

(1) 第1部「計画の策定にあたって」

ページ	新	旧
7	<p>第2章 (2)計画の性格</p> <p>《略》</p> <p>なお、この計画は、<u>北九州市基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として位置づけられるとともに、北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する各部門計画の上位計画となるものです。</u></p> <p>※北九州市基本構想・基本計画に対する位置づけに関する記述追加</p>	<p>《略》</p> <p>なお、この計画は、北九州市環境基本条例第8条第7項に基づき策定する各部門計画の上位計画となるものです。</p>

(2) 第3部「基本施策の展開」

ページ	新	旧
22	<p>第1章第2節 優れた環境人財の育成 (4)こどもの頃からの環境活動・環境体験の充実</p> <p>《略》 そのため、こどもの発達段階や地域の 《略》 環境ミュージアムやエコタウンを活用した体験学習、<u>環境教育推進指定校</u>における… 《略》 環境活動・環境体験の普及を図るとともに、<u>ESD 推進のモデルとなる拠点校</u>として、<u>ユネスコスクールの登録</u>を支援します。</p> <p>※文言の修正・追加</p>	<p>《略》 そのため、こどもの発育段階や地域の 《略》 環境ミュージアムやエコタウンを活用した体験学習、指定校における 《略》 環境活動・環境体験の普及を図るとともに、<u>ユネスコスクールの登録</u>を支援します。</p>
P29	<p>第2章第2節 低炭素化に貢献する産業クラスターの構築 (2)低炭素社会を支える技術基盤の整備</p> <p>北九州学術研究都市や市内の大学などの知的基盤を活かし、低炭素社会に必要とされる技術開発を、<u>公益財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)</u> などを中心とした産学連携の下で支援します。</p> <p>※文言の修正</p>	<p>北九州学術研究都市や<u>財団法人北九州産業学術推進機構 (FAIS)</u>、市内の大学などの知的基盤を活かし、低炭素社会に必要とされる技術開発を産学連携の下で推進します。</p>

(3) 第4部 戦略プロジェクト

ページ	新	旧
48	<p>持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進 (5)ユネスコスクールの加盟促進</p> <p>保育所、幼稚園、小中高校などのユネスコスクールへ加盟への支援など</p> <p>(6)「ESD の 10 年・最終会合」に向けた取組 ・プレイベントとして市制 50 周年の 2013 年に本市で「アジア太平洋 RCE 会議」を開催</p> <p>※文言の追加</p>	<p>就学前教育、小中高校等のユネスコスクールへ加盟への支援など ※文言の修正</p> <p>記述なし</p>

54	<p>こどもへの環境教育・環境体験の推進 「Ⅰ.環境教育推進事業」の目的</p> <p>世界の環境首都を目指す本市において、環境ミュージアムやエコタウン等の環境関連施設での体験的な学習及び「<u>環境教育プログラム</u>」等を活用するなど環境教育に関する研究を推進する。また、環境教育推進校を指定し、<u>学校の特色や子どもの実態に応じた環境学習の編制や環境教育について研究を行うとともに、学校、地域、行政、企業などとの連携を目指した教育を推進する。</u></p> <p>※文言の修正</p>	<p>世界の環境首都を目指す本市において、環境ミュージアムやエコタウン等関連施設での体験的な学習及び環境教育に関する研究を推進する。また、<u>体験を重視した環境教育推進校を指定し、小・中9年間を見通した環境学習の編制や教材開発を行うとともに、学校、地域、行政、企業などとの連携を目指した教育を推進する。</u></p>
55	<p>こどもへの環境教育・環境体験の推進 「Ⅱ.牛乳パックリサイクルによる環境教育モデル事業」の事業内容及び事業展開予定</p> <p>《略》 今後、モデル実施の状況を踏まえ、「<u>環境教育プログラム</u>」の一つのツールとして活用し、牛乳パックのリサイクルに取り組む<u>学校の拡大を図る。</u></p> <p>※文言の修正</p>	<p>《略》 モデル実施終了後、「<u>環境教育プログラム</u>」の一つのツールとして活用することとし、<u>実践可能学校（学年）から実施する。</u></p>
84 85	<p>自転車利用環境の向上</p> <p>記述内容、掲載写真等を全面的に見直し、<u>分かりやすく再整理</u></p> <p>※プロジェクト名変更、内容の時点修正</p>	<p>自転車利用環境の整備</p>
109	<p>里地里山の保全と持続的な利用 荒廃森林再生事業</p> <p><u>長期にわたって手入れが行われず荒廃した森林の間伐や侵入竹の伐採を実施し、土砂流出の防備・水源のかん養等の公益的機能の高度発揮を図る。</u></p> <p>※文言の修正</p>	<p><u>長期にわたって手入れが行われずに放置されている荒廃した森林を、公益的機能（土砂流出の防備・水源のかん養等）が長期にわたり発揮されるよう、間伐や侵入竹の伐採を実施する。</u></p>

(4) 資料編 用語解説

ページ	ページ	新
125	<p>総合特区制度</p> <p>平成 23 年8月1日に施行された「<u>総合特別区域法</u>」に基づき創設された制度。産業の国際競争力の強化、地域の活性化のための<u>包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的な支援を行うもの。</u></p> <p>※文言の修正</p>	<p>総合特別区域制度</p> <p>産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する<u>施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、平成 23 年8月1日に施行された総合特別区域法に基づき創設された制度のこと。</u></p>

※ その他、誤字・脱字・語尾の修正、戦略プロジェクトの時点修正等を適宜行っています。

第1章第1節 環境活動と地域コミュニティ活性化の好循環 【現状と課題】

【現在の記述】

近年、環境問題に対する知識や関心が高まっています。とりわけ、東日本大震災を契機に、節電に積極的に取り組む機運が高まるなど、大量の資源・エネルギーを消費する社会のあり方を見つめ直すとともに、社会を持続可能なものに変えていく必要性を意識するなど、価値観や意識の変化が生じています。

しかしながら、地球温暖化など地球規模での環境問題は依然進展しています。私たちは、地球規模の問題であっても、解決の出発点は「個人の生活」であることを認識し、一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていく必要があります。

本市では、これまで、「市民環境力」を高めていくための基盤となる人づくり、地域づくり、楽しく活動に取り組める仕組みづくりを進めるため、あらゆる世代を対象に、市民参加による多様な環境活動を積極的に行ってきました。

また、地域における古紙回収や、剪定枝、廃食用油、生ごみのリサイクル活動への支援など、市民や市民団体の自主的な環境活動を推進するとともに、その活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ってきました。

これからも、地域の特色を活かして、市民・NPO、事業者、行政等の地域のあらゆる主体が協働して環境活動に取り組むとともに、その活動の輪を広げていくことが必要です。

【修正後の記述】

近年、環境問題に対する知識や関心が高まっています。とりわけ、東日本大震災を契機に、節電に積極的に取り組む機運が高まるなど、大量の資源・エネルギーを消費する社会のあり方を見つめ直すとともに、社会を持続可能なものに変えていく必要性を意識するなど、価値観や意識の変化が生じています。しかしながら、これらの変化は、広く市民の行動に結びつき、日々の暮らしを変えていくまでには至っていない面があります。

地球温暖化など地球規模での環境問題は依然進展しています。今後、持続可能な社会を築いていくためには、私たちは、地球規模の問題であっても、解決の出発点は「個人の生活」であることを認識し、一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていくことが求められています。一方、日々の暮らしは基本的に地域コミュニティの中で営まれており、地域コミュニティのあり方が一人ひとりの暮らしぶりや考え方にも影響を与えています。したがって、地域の環境活動の促進が地域コミュニティを活性化し、また、地域コミュニティの活性化が地域の環境保全活動の促進につながる好循環をつくり、さらには個人の生活へとつなげていく必要があります。

本市では、これまで、「市民環境力」を高めていくための基盤となる人づくり、地域づくり、楽しく活動に取り組める仕組みづくりを進めるため、あらゆる世代を対象に、市民参加による多様な環境活動を積極的に行ってきました。さらに、地域における古紙回収や、剪定枝、廃食用油、生ごみのリサイクル活動への支援など、市民や市民団体の自主的な環境活動を促進するとともに、その活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ってきました。

今後も、地域の特色を活かして、市民・NPO、事業者、行政等の地域のあらゆる主体が協働して環境活動に取り組むとともに、NPO等が行う広域的活動や専門的な活動、事業者の環境保全に資する事業の展開や地域の各主体と協働して行う環境保全活動に対して支援を行うことが必要です。